

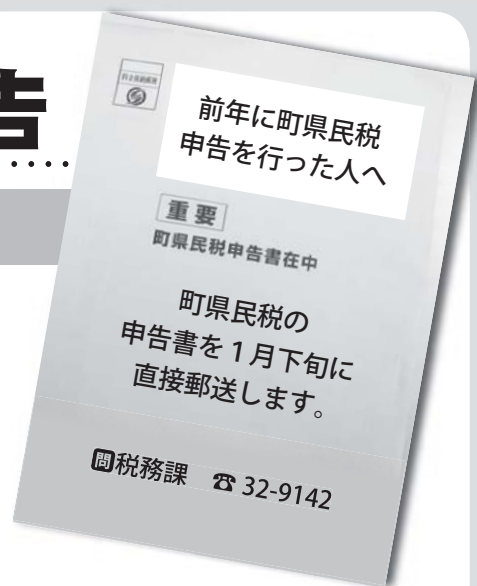
# 確定申告・町県民税申告

## 復興特別所得税に注意！

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、還付申告者も含め、申告者全て「復興特別所得税額」欄の記載が必要です。「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないよう注意してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額を入力すると、税額などが自動的に計算されます。計算誤りのない申告書を作成することができますので、ぜひ利用してください。



農業や営業など事業収入がある人

## 収支内訳書の作成

農業や営業などの事業収入がある人は、「収支内訳書」が必要となりますので、事前に作成してください。

### ▶ 収支計算とは

1年間の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を算出する方法です。

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$$

### ▶ 収支計算を行うには

出荷伝票などの収入金額のわかる書類と、領収書などの必要経費のわかる書類の保存と日々の取引の記録（帳簿）が必要になります。

### ◆ 確定申告までの流れ

① 収入・経費などの書類を保管・記録

② 収支計算を行い、収支内訳書を作成

#### 【注意】

収支内訳書を作成せずに申告相談に向くと、長時間を要したり、必要書類を取りに帰る必要がある場合があります。事前の準備と作成をお願いします。また、米、果樹、家庭菜園などで、もっぱら家事消費のみで、出荷や販売をまったくしていない人は、農業所得としての申告は不要です。

③ 確定申告書の作成

④ 税務署または町へ提出

※農協と取引している人で、農協が作成する確定申告支援用科目集計表があれば、収支計算を簡単に行うことができます。

住宅を新築・購入  
増改築した人

## 住宅ローン控除

平成26年中に住宅を新築・購入または増改築などした人で、はじめて住宅ローン控除を受ける人は、七尾税務署で申告相談してください。

### ▶ 住宅ローン控除に必要な書類

- ① 住民票の写し（住民課で発行）
- ② 家屋の登記事項証明書（七尾法務局で発行）
- ③ 工事請負契約書（写）または売買契約書（写）など（※印紙が貼ってあるもの）
- ④ 住宅借入金の年末残高証明書
- ⑤ 増改築などの場合は、  
建築確認済証（写）、検査済証（写）  
または増改築等工事証明書

※サラリーマンは「源泉徴収票」も必要です。

※中古住宅を取得したとき、バリアフリーや省エネ改修をしたとき、認定長期優良住宅や認定低炭素住宅の特例を受ける場合などは、別途書類が必要です。

☎七尾税務署 個人課税第1部門 ☎ 0767-52-9336

年金を受給している人

## 公的年金所得

公的年金などの収入金額の合計額が**400万円以下**で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が**20万円以下**である場合は、所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

#### 【注意】

※確定申告の必要がない場合でも、医療費控除などによる所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

※確定申告が必要ない場合でも、町県民税の申告が必要な場合があります。

## 障害者控除を受ける人— 「障害者控除対象者認定書」の発行

障害者手帳がなくても、所得税・住民税の「障害者控除」が受けられます。

65歳以上（平成26年12月31日現在）で要介護認定などを受け、寝たきり状態や認知症など、精神上または身体上の障害の程度が一定の要件に該当する人に、「障害者控除対象者認定書」を発行します。  
※前年以前に受けた認定書は、今回の確定申告でも使用できます。

申請期限	2月2日（月）まで
申請場所	健康福祉課 介護支援担当（☎32-9132） 富来支所 総合窓口担当（☎42-1111）
必要なもの	印鑑
その他	手数料は無料、認定書は後日郵送

事業主の皆さん—

### 早めの給与支払報告書の提出を

平成26年中に従業員に給料などを支払いした事業主は、給与支払報告書（1人につき2部）に総括表を添えて税務課まで提出してください。

▶提出期限 **2月2日（月）まで**

#### 【特別徴収のお願い】

所得税の源泉徴収義務のある事業者は原則、町県民税の特別徴収を行う必要があります。まだ特別徴収を行っていない事業者は、特別徴収を行ってください。

事業所得のある人—

### 決算説明会を開催（七尾税務署）

税務署では、正しい決算・申告をしていただくため、決算の仕方・決算書（収支内訳書）の作成などに関する説明会を開催します。

日時	1月19日（月）10時～12時
場所	志賀町役場1階 大会議室
講師	北陸税理士会七尾支部 松田久丸 税理士

☎七尾税務署 個人課税第1部門 ☎0767-52-9336

平成  
27  
年度

～法人や個人が所有している  
償却資産は早めの申告を!!～

## 償却資産（固定資産税）の申告は**2月2日**まで

償却資産の申告義務者は、平成27年1月1日現在、志賀町内に償却資産を所有している人です。

※前年度申告した人には、既に申告書を送付しています。

※新規事業者で初めて申告する人は税務課まで連絡してください。申告記載用紙を送付します。

### 課税対象となる償却資産とは・・・

土地や家屋以外の有形の固定資産で、事業の用に供しているものや事業の用に供することができる資産です。（※電話加入権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産は除く）

#### ▶ 自宅で太陽光発電を行う人も対象になる場合あり！

個人で住宅の屋根・土地などに発電量が10キロワット以上の太陽光パネルを設置して全量売電をしている場合、設置した太陽光パネルなどの設備は償却資産の対象です。償却資産の申告をお願いします。

※法人、個人で事業として売電を行っている人は、発電量の多少にかかわらず申告をお願いします。

#### ▶ 「適正かつ公平な課税」に向けた実地調査

事業所を訪問して帳簿・現物照合調査および質問などの実地調査を行うことがありますので、協力をお願いします。

実地調査に伴って修正申告をする場合、資産の取得時期に応じて遡及することがあります。

### 【償却資産の種類と具体例】

種類	主な償却資産の具体例
構築物	受変電設備、駐車場のフェンス、舗装路面、庭園、広告塔など
機械・装置	工作・木工・印刷・土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベルなど）各種産業用機械および装置、太陽光発電設備（太陽光パネル、架台など）
船舶	モーターボート、漁船、貨物船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船など
車両・運搬具	構内運搬車、運搬台車など（※自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの）
工具器具備品	パソコンなどOA機器、事務机、応接セット、各種自動販売機、医療機器、理美容機器、エアコン、陳列ケース、厨房機器、その他業務用の備品など

#### ▶ 注意してください

申告すべき事項について虚偽・過少の申告をした場合や正当な理由がなく申告をしない場合、罰金または過料を科せられることがあります。

☎税務課資産税担当 ☎32-9141



# ケーブルテレビのデジアナ変換サービスは平成27年3月31日で終了します。

志賀町ケーブルテレビネットワークは、平成27年3月31日(火)正午(昼12時)でデジアナ変換サービスを終了します。アナログテレビ視聴者は、地デジチューナー、デジタルテレビへ変更の準備をお願いします。

## 対応 その1

デジタルテレビへ買い替える。もちろん、2台目、3台目のテレビで引き続き使用しない場合は、わざわざ買い替える必要はありません。

## 対応 その2

デジタルチューナーを従来のアナログテレビに接続する。  
↓  
引き続き、視聴可能です。

## 対応 その3

志賀町ケーブルテレビに加入(有料プラン)し、STB(セットトップボックス)を接続する。  
↓  
引き続き視聴可能です。

不明な点は、志賀町ケーブルテレビ(☎32-9999)情報推進課まで問い合わせてください。

デジタルチューナーの購入費用がかかります。デジタルチューナーは、電気屋さんやホームセンターで購入できます。

プランに応じた毎月の利用料金やSTBのレンタル料などがかります。



## こんな場合は、届け出が必要です。

### ケース その1

#### 住宅を解体する

住宅の老朽化などにより解体する場合



### ケース その2

#### 住宅を売却する



### ケース その3

#### 加入者名義の変更

加入名義人が亡くなり、引き続き住む人がいる場合、またはどなたも住まない場合

### ケース その4

#### 転居・転出する

アパート・借家の入居者。住宅を別の場所に新築した場合など



☆親子で、親同士で情報交換や相談したいときは？  
地域子育て支援センターが志賀町乳幼児保

☆毎日子どもを預けたいときは？  
保育園や幼稚園があります。詳しくは各園や住民課に。  
☆一時的に子どもを預けたいときは？  
入園していない在園児を保育園で一時的に預かります。  
マイ保育園に登録すると平日利用助成券3回分が利用できます。(有料)  
ファミリー・サポートセンターに会員登録すると、会員同士が育児に対して地域ぐるみで助け合う制度を利用できます。(有料)

☆子どもの発育や健康の相談は？  
保健福祉センターで乳幼児健診や家庭訪問、育児教室や育児相談を行っています。詳しくはセンターに。

☆子どもや家庭のことで困ったときは？  
七尾児童相談所で18歳未満の子どもに関するさまざまな悩みや問題について専門的なアドバイスが受けられます。また住民課もいつでも相談に応じます。

# 大丈夫 あなたはひとりじゃない

志賀町要保護児童対策地域協議会だより



貝がら川柳社

定刻を守るマナーに心がけ  
刻々と迫る師走のあれやこれ  
あせる程時刻の進み早くなり  
定刻に晩酌楽しむ老夫婦  
祝酒時刻を忘れ大騒ぎ  
宮の森自然と頭が垂れ下がる  
今年こそ辛多かれと宮参り  
縁起物お宮で求め福ねがう  
七五三お宮参りの親子連れ  
すくすくと育つわが子の宮参り  
宮参りおみくじ引いて夢を追う  
宮参りじいじとばあば従える

坂下 二三子  
前田 志津  
関口とみ子  
杉平みさこ  
西尾 善春  
木村 貞涼  
炭谷 良子  
小松 彰一  
橋田明日香  
遠藤美朝子  
村中 光彦  
山本 静香

はまなす俳句会

初風に揺れどほしなり達磨絵馬  
若水を汲むやいつもの蛇口から  
水引の鶴亀床に飾りけり  
杜深く海鳴りこもる初詣  
思ひ出に温もりながら賀状読む  
ぼた海苔を入れて故郷の雑煮かな  
屋敷林湧く若水の温かし  
年旧りし遺愛の松に淑氣満つ

坂下 草風  
坂下 豊子  
土田 エミ子  
土田 まつい  
鍋岡美智子  
藤田 君枝  
淵端 三之  
細川ふじ子

「門」土筆の会

足一本欠けしタグ付ずわい蟹  
毎日を生まれかわりて神迎え  
嫁ぐ日を日めくり繰りて菊日和  
人生は長し短し落葉焚く  
神の留守地震警報ふるへをり  
家を継ぐ人の優しや花八手  
柗の花ひそやかに松の添ふ

前田美代子  
池田 玲子  
藤川 増野  
須广ひろし  
安田紀美恵  
高岩 満  
堀 綾子

西浦川柳会

老化した頭いつまで役立つか  
頭では解つてる積もり出てこない  
この頭痛ガンかストレス詰まったか  
頭良いこの子天才今無職  
物忘れ頭に欲しいIPS  
年の功知つてることも知らぬふり  
知らぬふりせめて友への思いやり  
知り尽くし時代が違う嫁姑  
オレオレと知恵者何故に悪の道  
知つている親のすることよく真似る  
明日ありと思うな噴火世に知らず  
知る権利たてにマスコミ大暴走

三井かほ里  
川上 富子  
古森 真猿  
赤崎 がな  
岩井マサ子  
芝山 照子  
池田 洋子  
小松 康子  
林 ちよ子  
西尾 海春  
高島 和子  
みやみちさかし

富来俳壇

弁当の横に添へある伊予密柑  
怒涛嘯む巖をも砕く能登の冬  
ずわい蟹あれや此やと舌鼓  
濡れ縁に又ひとりふえ冬温し  
湯豆腐やワインも良かる解禁日  
冬麗や浜にすわりて髪やさし  
生きるとは耐へることなり木の葉髪  
三日荒れ能登の里山山眠る

富地 重内  
川田まさを  
新澤 和子  
浅野 照子  
角谷 秀文  
小島 史子  
長根尾郁恵  
森下いわお

志賀歌会

賀状書くのも今年で終わるかと思いが  
早や正月目の前に  
ヒトも魚もふたつの卵巣持つ不思議  
ふと思ひたりかさごをさばく  
竹垣の補修ようやく終わりたり  
二十米まつすぐのびる

東 操  
花野 美咲  
坂井外志子

もう冬か吹き荒ぶ風肌を射し  
霞混じりの雪吹き寄せぬ  
折からの梵鐘しみじみ聞き乍ら  
息合わせゆくけさのウォーク  
久しぶり人混みの中は波のよう  
おぼれそうだね家が一番  
一人して飲むときもよし酒の味  
少しばかりが心充たしぬ  
対座して夫と吾子が和す読経の  
堂にひろがり報恩講始む  
歎異鈔の一節想ひつ紅葉の  
古都のみ寺へ妹と詣でぬ  
祖母の里想いつのりて訪ね来る  
半世紀振りの語りのあつく  
明けわたる大空をゆく雲青し  
鐘つく今朝は祖師の命日  
倒れても立ちて真直に咲く小菊  
可憐なれども気骨をめぐる  
くわりくわりと甘柿を食むそのひびき  
ありがたきかな生かされてをり

石田 豊  
安中加奈子  
松本 正子  
岩上 久枝  
芳岡 典子  
吉崎てい子  
向永いみ子  
池野千絵子  
福島 信子  
吉本 與彦

投稿 短歌、俳句、川柳

銀盤の王子、惜しくも二位になり  
素晴らしき、内視鏡のおかげ三たび冬  
あかぎれもひびも無けれど柚子湯かな  
御縁来てあうんで交わす袂酒  
縁ありて姉妹のような嫁の友  
今年も届く秋田の林檎  
不作との報道ありも此の月は  
四回五回と山に向ひし  
謝辞述べ懐かし恩師の晴れ姿  
木造学舎の想い出馳せて  
庭先のうす紫のダリア花  
大輪ゆれる秋風を浴び

山守 宏子  
浅子  
美智代  
みさの  
光 雄  
松本理希三  
志津江

「文芸教室」に掲載する作品を募集しています。短歌、俳句、川柳については一首（一句）として送付ください。紙面の都合上、掲載できない場合もありますのでご了承ください。  
■宛先／〒925-0198 志賀町末吉千古1番地1 志賀町教育委員会 生涯学習課まで ※毎月3日までにお送りください。



## あけましておめでとうございます。



2015年も素敵な本と出会える1年でありますように…

### 【志賀町立図書館】

#### ●おはなし会

日時：1月7日(水)・21日(水)  
16:00～  
場所：1階・絵本コーナー

#### ●ボランティアおはなし会

日時：1月24日(土) 14:00～  
場所：1階・絵本コーナー

紙芝居や絵本の読み聞かせを行っています。リクエストもできますので親子でお気軽に参加ください！！

#### ◆新着の本◆

- 泣き虫弱虫諸葛孔明 第4部 酒見 賢一
- 波の音が消えるまで 上・下 沢木耕太郎
- 風の如く 吉田松陰篇 富樫倫太郎
- 決戦！関ヶ原 伊東潤ほか
- 大人の男の遊び方 伊集院 静
- 誤断 堂場 瞬一
- 探偵少女アリスの事件簿 東川 篤哉
- 逢魔 唯川 恵
- えどさがし しゃばけ外伝 畠中 恵
- 新友禅の謎 鎌倉河岸捕物控 25 佐伯 泰英

#### ◆おすすめの本◆

##### ○花燃ゆ 1 大島 里美・作、五十嵐 佳子・ノベライズ

時は幕末の動乱期から明治維新、長州・萩の下級武士、杉家の四女・文が、破天荒な兄・吉田寅女郎（松蔭）を支え、様々な困難を乗り越え成長していく物語。2015年NHK大河ドラマ「花燃ゆ」のノベライズ本です。

##### ○おばあちゃんのななくさがゆ 野村 たかあき

お正月が過ぎて、明日は1月7日。きりちゃんは、おばあちゃんと一緒にななくさがゆを作ることになりました。まずは七草を探しに行きましょう。こんなに寒いのに、見つかるかな？…七草がゆのレシピが付いた食文化を伝える絵本。

**休館日** 12月28日(日)～1月5日(月)・  
12日(月・祝)、19日(月)・26日(月)

#### 開館時間・問い合わせ先

志賀町立図書館 ☎32-1740  
志賀町立富来図書館 ☎42-2777  
平日 9:30～18:00  
土日祝 9:30～17:00

## 児童館通信

### ……お知らせ……

#### ★お正月遊び

1月10日(土)、13時30分から、「お正月遊び」をします。百人一首やことわざカルタ、ふくわらいなど、日本の伝統的遊びを楽しめます。初春に、子どもたちの健やかな成長を願い、家族や友だちと楽しい時間を過ごしましょう。多くの子どもたちの参加をお待ちしています。



#### ★ボンボンマスコットづくり

1月24日(土)、13時30分から、毛糸を使ってかわいいボンボンマスコットを作ります。ボンボンの型に色とりどりの毛糸を巻いて、チワワやアヒルの身体を作り、目や口をつけたら完成です。オリジナルのマスコットや、ストラップにして楽しみませんか。皆さん、気軽に参加してください。



#### 1月の行事予定

10日(土) お正月遊び (低学年対象・定員12人)	13:30～
21日(水) 親子リトミック遊び (定員20組)	10:30～
24日(土) ボンボンマスコットづくり(幼児・小学生対象・定員12人)	13:30～
24日(土) バトン・キッズ	13:30～

★申し込み、お問い合わせは志賀町児童館まで

**休館日** 1月1日(木)～3日(土)  
12日(月・祝)、18日(日)  
**開館時間** 9:00～17:30  
**問い合わせ先** 志賀町児童館  
☎ 32-1724

# 法律相談

・弁護士(元高等検察庁検事)、愛知学院大学法科大学院教授  
**國田 武二郎**(堀松出身)

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事犯など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあた。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなろ法律事務所という名称で法律事務所を開業し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保健推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任。

## 一票の格差訴訟について

Q:平成25年7月に行われた参院選は1票の価値が不平等で憲法違反だとして、選挙無効(やり直し)を求めた裁判で、最高裁大法廷が違憲状態だったとする判断を示しましたが、これはどういふ裁判なのでしょう。

A:「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定しています。このように、憲法は、人権の根拠である個人の尊厳は、自由とともに諸個人の平等を要請しています。

平成25年に行われた参院選では、議員一人を選ぶ有権者数が、鳥取県が約48万人に対し、北海道は約229万人で、その格差は4.77倍となっていました。つまり、鳥取県民の1票の価値を1とすると、北海道民は0.21、東京都民は0.22、愛知県民は0.25の価値しかありません。このような格差が生じるのは、選挙区ごとに議員一人当たりの有権者数が異なるのに、議員定数を人口に比例して配分しないためです。最高裁は、「投票価値の平等は憲法的基本要求である」と判断しています。つまり、平等選挙の原則は、投票の数的平等である一人一票の原則を意味するのみならず、各選挙人

## の投票価値の平等の要請も含むのです。

このため、最高裁大法廷(平成26年11月26日・15人の裁判官で構成)が、参院選は「格差が大きく著しい不平等状態が生じている。つまり、違憲状態である。」という判断を示しました。しかし、政治的混乱を避けるために「選挙は無効」であるとの判断は回避しましたが、4人の裁判官は、「違憲」との判断を示しています。違憲となれば北海道の選挙については「無効」となり、選出された議員は正当に選挙された議員ではないということになります。また、多数意見の裁判官も、抜本的改革をしないまま次の選挙を実施すれば、次回の判決では「違憲判断もありうる」との補足意見を述べています。

この問題は、参院選だけではなく衆院選でも同じで、2012年に行われた衆院選の最大2.43倍の格差は「違憲状態」であるとの判断をしています。しかし、各党派の政治的駆け引きもあって、なかなか、現行の都道府県単位の議席配分の見直しが出来ていないのが現状です。しかし、選挙制度の抜本的改革を行わないまま選挙を続けるという司法が「違憲」という判断を示すことになり、そうなれば、著しい社会的混乱を招くことになるので、国会の早急な対応が望まれます。

こんにちは  
**地域包括支援センター**です。  
 ☎ 32-9132

## 高齢者虐待を防ぐために

虐待を防ぐためには、介護の負担を軽減することや、第三者が介入して虐待の悪循環を止めることが大切です。地域包括支援センターでは介護や高齢者の生活について相談を受け付けています。

秘密は守りますので、気かけなことがありましたら、どうぞ連絡してください。

- 身体的虐待  
殴る・蹴る・拘束する、ベッドに縛り付ける
  - 心理的虐待  
言葉や威圧的な態度で怒鳴る、侮辱する
  - 経済的虐待  
財産や金銭を本人の合意なしに使用する、使わせない
  - 性的虐待  
本人が嫌がる性的な暴力、下半身を裸にして放置する
  - 介護等放棄  
食事を与えない、入浴をさせない。必要な医療や介護サービスを制限する
- etc...

介護の問題を一人で悩んでいませんか? 介護の大変さから無自覚に高齢者に強くあたってしまう危険もあります。高齢者や介護する人が孤立しないよう、地域の皆さんの見守りが大切です。

## 国民年金保険料の前納

### 割引があり、おトクです!

国民年金では、保険料を前払いすると割引がある「前納」という制度があり、口座振替による「前納」と、現金納付やクレジットカード納付による「前納」があります。

口座振替で「前納」されると、現金納付やクレジットカード納付による「前納」よりも割引額が多くお得です。

「前納」についての相談は、近くの年金事務所へ尋ねてください。

☎ 32-9121  
 ☎ 0767-53-6511